

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社及び当社グループは、「信用日本一」の社是のもと、法と社会倫理に基づき行動し、常に株主を含むあらゆるステークホルダーに配慮するとともに、その信頼と要望に応えることで、中長期的な企業価値の向上を図ることを経営の基本方針としております。

また、「人・仕事・会社を磨き続け、建設事業を通じて、社会に貢献する」を企業理念とし、当社が定める企業行動憲章やコンプライアンス行動指針に則り、コンプライアンスを徹底し、地道に本業に取り組み、将来に亘りお客様の満足や人と地域社会の安全・安心を提供することによって社会に貢献してまいります。

そのために、経営の意思決定は透明性と公正性を確保し、実効性の高い監督を実践することにより、コーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使のための環境整備、招集通知の英訳】

当社は、株主における機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、議決権の電子行使や招集通知の英訳は実施しておりません。今後は株主構成等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

当社は、株主における機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、ホームページ、株主通信、招集通知等の情報の英訳は実施しておりません。今後は株主構成等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

#### 1. 政策保有の方針

当社は、取引先との取引関係を維持・発展、連携を強化し、高度な技術力の維持向上や持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、取引先の株式を保有しております。

これらの株式について当社の事業特性と中長期的視点から主要な銘柄の検証を行い、保有の継続等の判断を取締役会で毎年行っております。

#### 2. 議決権行使の基準

政策保有株式に係る議決権については、中長期的な企業価値の向上に資するか否かの観点から適切に行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社役員や主要株主等との取引が発生する場合は、法令等の定め及び社内規則の定める重要性基準等に従い、取締役会等にて承認、確認等を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社及び当社グループは、「信用日本一」の社是のもと、「人・仕事・会社を磨き続け、建設事業を通じて、社会に貢献する」を企業理念としております。

企業理念の実現のために、以下の経営指針を定めております。

- ・質素で堅実な社風を守り、地道に本業に取り組む
- ・コンプライアンスを徹底する
- ・お客様の立場に立ち、信頼と要望にこたえ、選ばれ続ける企業をめざす
- ・社寺建築の継承を使命とし、技術を磨き続ける
- ・環境の変化に機敏に対応し、常に安定経営を心がける
- ・積極的に地球環境の保全に努め、地域社会に貢献する
- ・個性を尊重し、創造性あふれる”人財”を育てる

これら社是、企業理念、経営指針を踏まえて、3年を目途として中期経営計画を策定し、中長期的な企業価値の向上を目指しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「2. 1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。

(4) 取締役等の選任・指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補者の指名及び執行役員の選任は、人格や知見等普遍的に求められる個々の資質や役割・責務を十分に果たすことができる経験や能力、業績等のバランスを考慮して行う方針としております。

本方針に基づき代表取締役社長が候補者を選定し、独立社外取締役を含む取締役会にて審議のうえ決定し、取締役・監査役は候補者として株主総会に提案しております。

(5) 取締役等の個々の選任・指名についての説明

当社は、取締役及び監査役の候補者についてはその略歴、社外取締役及び社外監査役の候補者については候補者とする理由を、それぞれが選任候補者に該当する「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

<http://www.matsui-ken.co.jp/investor/meeting>

#### 【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲とその概要】

当社の取締役会は、定款及び法令に定める事項並びに「取締役会規則」等に規定する業務執行上の重要な事項について決議しております。また、これら以外の業務執行の決定については、取締役会から経営陣に対して決裁権限規定に基づく権限を委任し、意思決定の迅速化を図っております。

#### 【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、現在、本報告書の「2. 1. 【取締役関係】」に記載の独立社外取締役が選任されております。独立社外取締役は、取締役会において当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するために客観的な立場で発言し、若しくは必要に応じて業務執行に関する説明を求め、取締役の職務執行について監督機能の強化に貢献しています。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任について、会社法に定める要件及び東京証券取引所の独立性基準の規定に則り、行っております。

#### 【補充原則4-11-1 取締役会の構成の考え方及び選任の方針・手続き】

当社の取締役会の員数は10名以内とし、現在は本報告書の「2. 1. 【取締役関係】」に記載の員数で構成されております。取締役会の構成に当たっては、期待する役割・責務を踏まえ、意思決定の透明性、公正性に配慮しつつ、中長期的な企業価値向上に資するとの観点から、その多様性に留意した構成としております。

取締役候補者の指名に当たっては、代表取締役が経歴、人格、見識、能力及びそのバランス等を総合的に勘案して適当と判断した候補者を社外取締役が出席する取締役会で決議しております。

#### 【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

当社の取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合は、当社の職務の執行に影響のない範囲内にとどめることとしております。

現在、当社は、取締役及び監査役全員が、他の上場会社の役員を兼任していません。

#### 【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価及びその結果の概要】

当社は、取締役会の実効性確保及び機能向上を目的に社外取締役を含む取締役全員が記名式による自己評価を行い、その集計結果に基づき監査役が出席する取締役会において協議致しました。その結果、当社の取締役会は、経営上重要な事項の決議と業務執行の監督を適切に行うための実効性が確保されているものと評価しております。

当社の取締役会は、こうした意見や評価を踏まえ、より一層取締役会の実効性を高めるために改善してまいります。

#### 【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニングの方針の開示】

当社は、取締役及び監査役は、自己に求められる役割・責務を果たすため、常に情報を収集し、自己の能力の維持・向上のため研鑽に勤むことを方針としております。

また、取締役及び監査役は、自己の職務遂行のため必要と判断した場合には、社外の研修に参加できるものとし、当該社外研修に要した費用は、会社が負担しております。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話の方針】

当社は、株主との建設的な対話が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものと認識し、次の体制を整備しております。

- (1)株主との対話は、管理本部が主幹し、管理本部担当取締役が所管しております。
- (2)必要に応じて関係部門は、管理本部と連携し、株主との対話に当たっております。
- (3)株主への情報提供に資するため、株主通信等を作成しております。
- (4)株主との対話により得られた意見等は、必要に応じて速やかに取締役会に報告し、情報の共有を図っております。
- (5)株主との対話にあたっては、内部情報管理規則に基づくインサイダー情報の管理を徹底し、適切に対応しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社みずほ銀行	1,503,000	4.92
株式会社北陸銀行	1,503,000	4.92
株式会社大垣共立銀行	1,429,000	4.68
株式会社松井興産	935,000	3.06
公益財団法人松井角平記念財団	850,000	2.79
松井建設従業員持株会	840,697	2.75
東京海上日動火災保険株式会社	770,000	2.52
みずほ信託銀行株式会社	764,000	2.50
明治安田生命保険相互会社	727,000	2.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	662,500	2.17

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

なし

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: yellow;">更新</span>	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
益子荘平	税理士													
中島正史	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
益子荘平	○	——	税理士として企業会計の専門的知見に基づく客観的な立場から取締役会において適宜客観的・中立的な意見が得られる人材と判断し、社外取締役に選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
中島正史	○	——	金融機関で培われた幅広い知識、豊富な経営経験等に基づく立場から、高い経営監督機能を果たし得る人材と判断し、社外取締役に選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。

なし

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、原則として年6回、その他必要に応じて情報・意見の交換を行い、会計監査の結果報告を受けることのほか、適宜、会計監査人の監査に立会う等、連携を図り、監査の実効性を高めるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田畑孝之	他の会社の出身者							△						
鈴木裕子	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田畑孝之		株式会社みずほ銀行に平成21年5月まで在籍しておりました。同行は、当社の主要な取引銀行の一行であります。当社は平成29年3月31日現在、借入金はありませんので、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	金融機関での長年の経歴と、企業の監査役を務めた経験を有しており、その豊富な実績で培われた幅広い見識に基づき、客観的かつ公正な立場で取締役の職務遂行を監査していただいております。引き続き社外取締役として選任しております。
鈴木裕子	○	—	弁護士としての専門的な知見と、高度な見識により、また女性の感性豊かな視点から役割を適切に遂行できる人材と判断し、社外監査役に選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

役員の一層のインセンティブの高揚を図る観点から、役員報酬の一部に株価連動型報酬を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第88期(平成28年4月1日から平成29年3月31日)事業報告における取締役及び監査役の報酬の総額  
取締役 12名 170,216千円(うち社外取締役2名 8,100千円)  
監査役 3名 17,078千円(うち社外監査役2名 6,348千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方  
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(社外取締役を除く)の基本報酬は、多様な人材獲得の観点から競争力のある報酬となることに配慮しつつ、短期業績を勘案した賞与見合分も含んだ構成としております。また、役員持株会への加入とそれに伴う拠出分を報酬に上乘せし、中長期的な業績へのインセンティブを付与しております。  
社外取締役の基本報酬は、経歴等を勘案のうえ決定しており、独立性を担保する観点から賞与見合分は含まない構成としております。また、独立性に影響を与えない範囲で、役員持株会への加入とそれに伴う拠出分を報酬に上乘せしておりますが、これは中長期的な企業価値向上へのインセンティブと考えております。  
取締役の報酬決定は、独立社外取締役を含む取締役会にて審議のうえ、一定の範囲でその分配を代表取締役に一任しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の職務執行にあたり、経営監督に資する情報等は主に管理本部より適時提供する体制をとっております。  
社外監査役を補佐する専従スタッフは配置しておりませんが、総務部門においてサポートをしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- (1) 当社の取締役は、10名以内とする旨を定款で定めております。  
取締役会は、本報告書の「2. 1. 【取締役関係】」に記載の員数で構成され、原則として毎月1回、その他必要に応じて開催し、代表取締役による業務執行の状況報告、重要事項の審議、職務執行の監督を行っております。  
なお、社外取締役と当社との間に特別な利害関係はありません。  
また、経営の活性化と迅速な意思決定及び機動的な業務執行を目的として執行役員制度を導入しております。執行役員は15名であり、任期は1年としております。また、業務執行体制を執行役員社長以下執行役員としております。
- (2) 当社は監査役制度を採用しております。  
監査役会は、本報告書の「2. 1. 【監査役関係】」に記載の員数で構成され、原則として毎月1回開催し、監査に関する報告・協議・決議を行っております。また、業務監査の一環として監査役全員が取締役会に出席しております。  
なお、社外監査役と当社との間に特別な利害関係はありません。
- (3) 経営会議は、本部長以上をメンバーとし、取締役会の事前審議機関として、原則として毎週1回開催し、重要事項の事前審議、業務執行の報

告・審議を行っております。

(4) 監査部は、業務部門から独立した内部監査組織として専任4名を配置し、年度監査計画等に基づき内部監査を実施しております。

監査結果は経営会議に報告するとともに、被監査部署に対しその改善を指示しております。さらに、必要に応じフォローアップ監査等を実施することにより、内部監査の実効性を高めております。

(5) 当社は会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

なお、同監査法人又は当社監査に従事する業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。

業務を執行する公認会計士の氏名(平成29年3月31日現在)

業務執行社員 久保 隆

業務執行社員 上林 礼子

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士13名、その他10名

監査報酬

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 36,500千円

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、本報告書の「2. 1. 【監査役関係】」に記載の員数で構成される監査役会が会計監査人及び内部監査部門と連携して実効性のある監査を行い、また、独立・公正な立場から当社の経営監督機能を強化するため社外取締役を選任し、効果的なコーポレートガバナンスの実現を図る現在の体制が適切であると判断しております。

監査役は取締役会に出席し、取締役会による意思決定の適正性、妥当性に関して適宜中立・公正な立場から意見を述べており、現状の体制において経営監視機能は十分に確保されているものと考えております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社第88期定時株主総会に係る招集通知は、法定期日より5営業日早期に発送しております。 また発送より前に東京証券取引所および当社ホームページに早期開示を行っております。
その他	株主総会において、事業報告書等をビジュアル化し、説明しております。 また、当社ホームページに招集通知等関連書類を掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書及び四半期報告書、定時株主総会招集通知を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部で、IRに関する業務を行っております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	代表者自らの言葉として、ステークホルダーに対して果たす基本的な使命を「企業行動憲章」で定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、平成15年5月にISO14001の認証を取得し、積極的な環境活動を推進しております。 その具体的な活動として、建設廃棄物の発生抑制やリデュース・リユース・リサイクルの促進を図る等の環境方針を定め、全社をあげて環境負荷低減活動を行っております。 また、地球環境保護の観点から、二酸化炭素排出量の削減が図れるソーラー発電事業への取り組みや、社会貢献の観点から地域中学生を対象とした職場体験や交通安全運動の一環として交通ボランティアを行っております。 こうした環境保全活動やCSR活動等については、「CSR報告書」を作成して当社ホームページで公表しております。



## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の業務の適正を確保するための体制は、次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社の内部統制システム構築において、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、並びに資産の保全という内部統制の目的達成のため、企業理念に基づく企業行動憲章を定め、役職員全てへの浸透を図る。
  - (2) 企業行動憲章を基に制定したコンプライアンス行動指針に則り、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。その施策として、コンプライアンス委員会によるコンプライアンス推進に関する方針に基づき、各部門により教育・啓蒙を行う。また、「公益通報者保護管理規定」に基づき設置した「企業倫理・法令遵守ホットライン」による内部通報制度を維持する。
  - (3) 業務執行部門から独立した監査部が、業務監査の一環として内部監査を実施する。
  - (4) 一切の反社会的勢力を排除し、あらゆる不法・不当要求行為に対しては断固としてこれを拒否し、関係遮断を徹底する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務の執行に係る重要情報については、文書化し「文書取扱規定」に従い、適切に保存及び管理を行う。
  - (2) 取締役の職務の執行に係る情報・文書を取締役及び監査役が常時閲覧可能な体制をとる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 全社的なリスク管理が適切に行われているかを業務部門から独立した監査部が内部監査を通して行う仕組みを整備する。
  - (2) 品質、安全、環境、災害、情報等、諸種のリスクについては、対応する部門・部署あるいは必要に応じて設ける委員会等により、リスクの未然防止や再発防止等を行う体制を整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
  - (2) 経営に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するよう、「経営会議」にて事前審議のうえ、取締役会において審議決定する。
  - (3) 執行役員制度を導入し、経営の活性化と迅速な意思決定及び機動性と効率性を高めている。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 前各号における施策は、松井建設グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するため、グループ会社の全てを網羅的、総括的に捉え構築する。
  - (2) 事業運営については、「関係会社管理規準」に基づき、グループ会社の重要事項の決定に関して当社への事前協議及び報告を求める。その他、必要に応じて当社の役員又は従業員をグループ会社の取締役又は監査役として派遣する。
  - (3) グループ会社は、「関係会社管理規準」に基づき業績、財務状況については定期的に、その他重要な事項はその都度報告する。
  - (4) グループ会社の財務報告を適正に行うため、現行の業務プロセス及び評価・監査の仕組みが適正に機能することを検証するとともに必要な是正を行い、財務報告の適正性を確保する。
  - (5) 監査部は、必要に応じてグループ会社を監査する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの要請があった場合には、その期間において専任の補助使用人（以下「監査役担当」）を任命する。
  - (2) 監査役担当の人事異動等については、監査役会の事前の同意を得ることとする。
  - (3) 監査役担当は、他の業務を兼務することなく監査役の直接指揮のもと職務を遂行する。
7. 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款に違反する事項その他重要事項については適宜、発見次第速やかに監査役へ報告する。また、監査役は必要に応じて、当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
  - (2) 当社は、前項の監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利益な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社及びグループ会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。
  - (3) 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務は、監査役からの請求に基づき、速やかに処理する。
  - (4) 代表取締役と監査役は、定期的に会合の機会を持ち、監査役監査の状況や監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
  - (5) 会計監査人及び監査部と監査役は、定期的に会合の機会を持つ等、適切な連携体制をとる。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は一切の反社会的勢力を排除し、あらゆる不法・不当要求行為に対しては断固としてこれを拒否し、関係遮断を徹底することを基本方針としております。

この基本方針に基づき、管理本部総務部総務課を対応統括部署として、各支店に不当要求防止責任者を選任して、各地域にて組織されている特殊暴力防止対策協議会等に加入して情報収集等を行っております。また、対策マニュアルを配布し、従業員全員を対象にした研修を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成19年に買収防衛策を導入し、以降3年毎に継続更新してきた内容に一部修正を加えた内容(以下「本プラン」といいます。)で、平成28年6月29日開催の当社第87期定時株主総会において継続が承認され、平成31年6月までの3年間更新しております。その概要は下記の通りです。

1. 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様による自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討するための、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えています。

従いまして当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の株主、投資家の皆様による長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しています。これらの取組みは、上記1の基本方針の実現に資するものと考えています。

(1) 企業価値向上への取組み

当社は総合建設業を営み、1586年(天正14年)の創業以来、430年余の社歴を有しています。“質素で堅実な企業風土を守り、地道に本業に取組む”経営姿勢を貫き、積み重ねてきた幾多の施工実績と健全な企業体質により、顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することにより、企業価値を向上させていきたいと考えています。

当社として、具体的には以下のとおり取組んでまいります。

1) 安定した工事量と収益源の確保

従来からの顧客の掘り起こしと新規顧客の開拓を着実に進め、提案型受注活動に積極的に取組むとともに、メンテナンスや耐震改修・リニューアル工事等きめ細かな営業活動にも注力し、特定の用途種別に集中することなく、バランスの取れた受注の確保に努めてまいります。

2) 工物品質の向上とコストの低減

新技術・新工法の開発と伝統技術の研鑽・新技術との融合に取組み、技術力の向上、高品質で適正価格の構築物の提供に努めてまいります。

3) 社寺建築技術の継承

創業以来手がけてきた数多くの「神社仏閣」や「城郭・文化財」等の伝統技術の継承を当社の社会的使命と位置づけて積極的に取組んでまいります。

4) 不動産事業等の拡充

安定した収益源の確保と保有資産の有効活用のため、計画的な事業拡充を図ってまいります。

5) 企業体質の強化、財務の健全化

多額の代金立替の発生や多岐にわたる回収条件の設定等、受注産業としての建設業の特性を勘案し、常に財務の健全化を図り、企業体質の強化に努めてまいります。

6) 社会的信頼の向上

『お客様の立場に立って考え行動する』を基本的な行動指針とし、企業活動を通じ安全への積極的な取組み、品質及び顧客満足の向上、環境保護への取組み、コンプライアンスの徹底や社会的規範の遵守、的確な情報開示や地域社会との共生等に対する推進体制を構築し、社会的責任の向上に取組んでまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスの強化の取組み

当社は、あらゆるステークホルダーと適切な関係を維持するためにコーポレート・ガバナンスを充実することは中長期的な企業価値向上及び株主共同の利益の向上に資すると考えており、経営の最重要課題の一つと位置付けております。このため、取締役会の運営においては、社外取締役を選任し、経営の透明性、公正性及び効率性を確保することに努めております。

当社は、監査役会設置会社として独立性の高い社外監査役を含めた監査役の監査により、経営の実効性を高め、取締役会の意思決定の監視・監督機能の強化を図っております。また、リスク管理や内部統制システムの整備等を通じて内部管理体制の強化に努め、企業行動憲章及びコンプライアンス行動指針に基づいた健全な企業活動を推進し、ガバナンスの充実を図っております。

さらに、コンプライアンス体制の強化を目的に、法令遵守や社内の啓蒙活動を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

(1) 本プランの目的

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応ずるか否かの判断も、最終的には株主の意思に基づき行われるべきものと考えておりますが、このような株式の大規模な買付等の中には、その対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、上記1.の基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、平成28年6月29日開催の当社第87期定時株主総会において、本プランを継続することを決議しております。

(2) 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又

は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為とします。

### (3) 独立委員会の設置

当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため一定の対抗措置を講ずるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は、3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任します。

### (4) 大規模買付ルールの概要

#### 1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者は、大規模買付行為等に先立ち、当社代表取締役宛に大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を記載した意向表明書を日本語で提出していただきます。

#### 2) 大規模買付者からの必要情報の提供

意向表明書を提出した大規模買付者から、株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために取締役会に対して必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます)を日本語で提出していただきます。

#### 3) 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式を対象とする大規模買付行為の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会の意見を公表します。

また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件について交渉し、当社取締役会として株主に対し代替案を提示する場合があります。

### (5) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### 1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、当該大規模買付行為に反対であっても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、例外的に法律が認める対抗措置を講ずることがあります。

#### 2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、法律が認める対抗措置を講ずることにより、大規模買付行為に対抗する場合があります。

#### 3) 対抗措置発動の手続き

上記1)に記載の対抗措置を講ずる場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対してその発動の是非を諮問し、独立委員会は、対抗措置発動の必要性等を十分検討したうえで、勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動の是非について判断します。

上記2)に記載の対抗措置を発動することについて判断するにあたり、当社取締役会は、独立委員会に対してその発動の是非を諮問し、独立委員会は、大規模買付ルールが遵守されているか否か十分に検討したうえで、勧告を行うものとします。

### (6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成28年6月29日開催の当社第87期定時株主総会終結の時から平成31年6月開催予定の当社第90期定時株主総会終結の時までとします。

また、本プランは、上記有効期間中であっても、当社株主総会において廃止する決議が行われた場合や、当社取締役会において廃止する決議が行われた場合は、その時点で廃止されます。

なお、当社取締役会は、本プランに関する法令等の新設又は改廃が行われ、これを本プランに反映するのが適切である場合等、株主に不利益を与えない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを変更する場合があります。

## 4. 上記2. の取組みが、上記1. の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

### 1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の確保の原則)を充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

### 2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記3. (1)に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものであります。

### 3) 株主意思を反映するものであること

本プランの継続に関する株主の意思を問うため、平成28年6月29日開催の当社第87期定時株主総会において本プラン継続に関する議案を付議し、承認されております。また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

### 4) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (6)に記載のとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することが可能です。

また、当社は期差任期制を採用しておりません。

### 5) 独立性の高い社外者の判断の重視

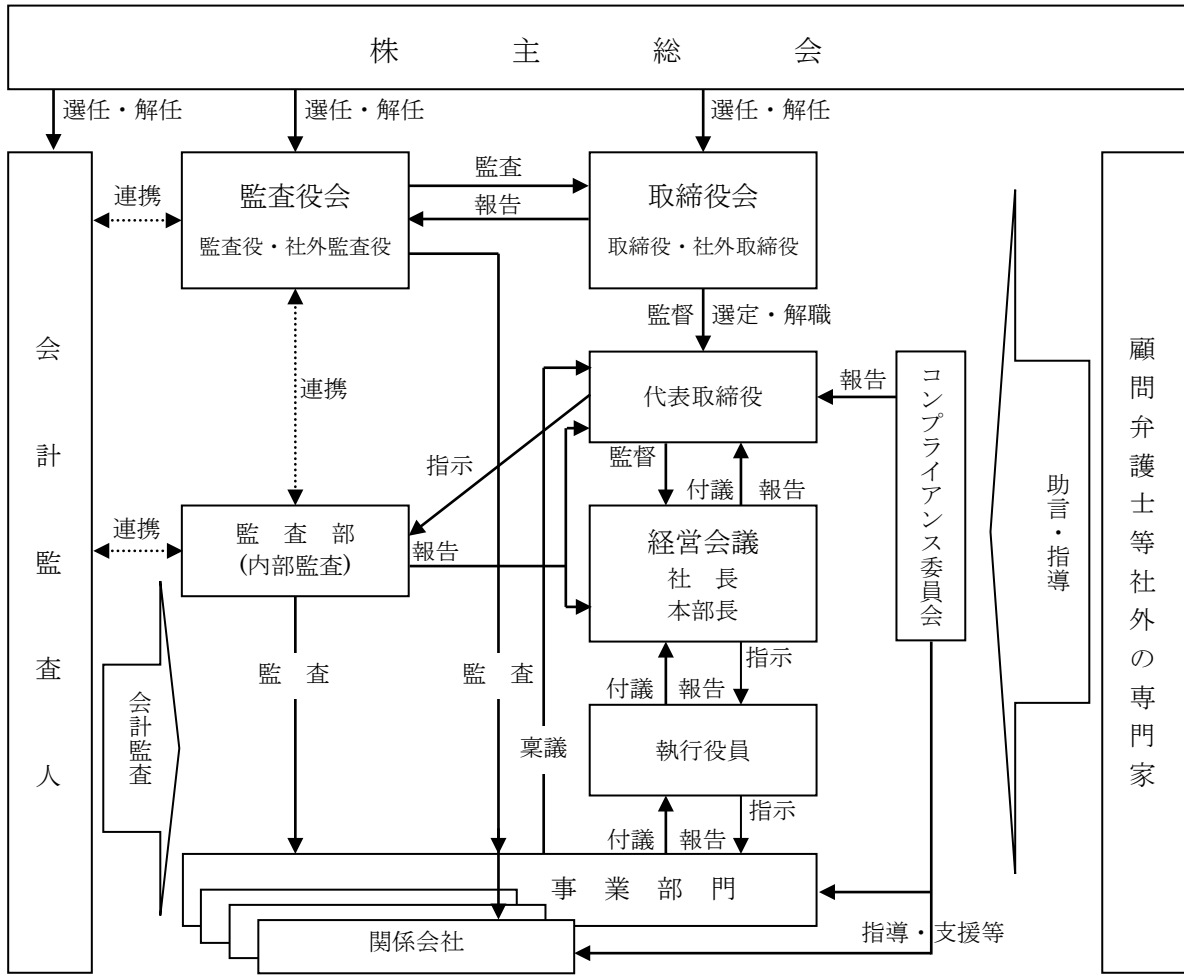
本プランにおける対抗措置の発動についての決定は、上記3. (5)に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重したうえで発動されるものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運営を担保するための手続きも確保されております。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、金融商品市場の公正性と健全性に資するため、金融商品取引法、その他関係諸法令及び金融商品取引所の定める諸規則に則り、投資家に対する適時適切な会社情報の開示に努めております。

適時開示は、各部署及びグループ会社から情報取扱責任者(管理本部長)が情報の集約・管理を行い、適時開示規則等に則り関係部署と協議のうえ、代表取締役社長に報告する体制としております。決定事実や決算情報は取締役会承認後遅滞なく、また、発生事実など適時開示の主旨に則り開示することが求められる事項については発生後遅滞なく、情報開示に努めております。

# コーポレート・ガバナンス体制



## 適時開示体制の概要

